

## 第十章 国境を越えるサービスの貿易

### 第十・一条 定義

この章の規定の適用上、

「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。

「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

「国境を越えるサービスの貿易」又は「国境を越えるサービスの提供」とは、次の態様のサービスの提供をいう。ただし、対象投資財産によって行われる締約国の領域におけるサービスの提供を含まない。

- (a) 締約国の領域から他の締約国の領域へのサービスの提供
- (b) 締約国の領域における他の締約国の者に対するサービスの提供
- (c) 締約国の国民による他の締約国の領域におけるサービスの提供

「企業」とは、第一・三条（一般的定義）に定義する企業及び当該企業の支店をいう。

「締約国の企業」とは、締約国の法令により設立され、又は組織される企業及び締約国の領域に所在し、かつ、当該締約国の領域において事業活動を行う支店をいう。

「地上取扱サービス」とは、空港において次のサービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。

航空会社の代理、管理及び監督

旅客の取扱い

手荷物の取扱い

駐機場サービス

料理の提供（食品の調理を除く。）

航空貨物及び航空郵便の取扱い

航空機に対する燃料の供給

航空機内の点検及び清掃

## 平面路による運搬

### 航空便の運航、乗組員の管理及び飛行計画の立案

地上取扱サービスには、セルフ・ハンドリング、保安、ライン・メンテナンス、航空機の修理及び保守並びに空港に不可欠な集中制御型の基盤（除氷設備、燃料分配システム、手荷物取扱システム、固定式の空港内輸送システム等）の管理及び運営のサービスを含まない。

「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。

- (a) 中央、地域又は地方の政府又は公的機関が採用し、又は維持する措置
- (b) 非政府機関が中央、地域又は地方の政府又は公的機関によって委任された権限を行使するに当たって採用し、又は維持する措置

「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及び航空運送サービスに適用される条件を含まない。

「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、各締約国について、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

「締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する締約国の者をいう。

「専門的な航空サービス」とは、その主たる用途を貨物又は旅客の運送としない航空機を使用する専門的な商業活動（例えば、空中消火活動、飛行訓練、観光、散布、調査、地図の作成、撮影、落下傘による降下、グライダーのえい航、木材伐出及び建設のためのヘリコプターによる搬送その他農業、工業及び査察のための航空機によるサービス）をいう。

#### 第十・二条 適用範囲

1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、他の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。このような措置には、次のものを含まむ。

- (a) サービスの生産、流通、マーケティング、販売又は納入に影響を及ぼす措置
- (b) サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に影響を及ぼす措置

(c) サービスの提供に関連して流通、運送、電気通信網及び電気通信サービスへのアクセス並びにこれらの利用に影響を及ぼす措置

(d) 当該締約国の領域における当該他の締約国のサービス提供者の存在に影響を及ぼす措置

(e) サービスを提供するための条件としての保証金その他の形式による金銭上の保証の提供に影響を及ぼす措置

2 1の規定に加えて、

(a) 第十・五条（市場アクセス）、第十・八条（国内規制）及び第十・十一条（透明性）の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、対象投資財産による締約国の領域におけるサービスの提供に影響を及ぼすものについても適用する（注）。

注 この章（附属書十一A（自由職業サービス）、附属書十一B（急送便サービス）及び附属書十一C（適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度）を含む。）のいかなる規定も、第九章（投資）第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づく投資家と国との間の紛争解決の対象とはならない。

(b) 附属書十一B（急送便サービス）の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であつて、急送便

サービスの提供（対象投資財産によるものを含む。）に影響を及ぼすものについても適用する。

3 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 第十一・一条（定義）に定義する金融サービス（ただし、当該金融サービスが、締約国の領域にある同条に定義する金融機関についての対象投資財産以外の対象投資財産によって提供される場合には、2(a)の規定が適用される。）

(b) 政府調達

(c) 政府の権限の行使として提供されるサービス

(d) 締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

4 この章の規定は、締約国の雇用市場へのアクセスを求める他の締約国の国民又は当該締約国の領域において永続的に雇用される他の締約国の国民について、当該締約国に対していかなる義務も課するものではなく、及び当該雇用市場へのアクセス又はその雇用について、当該他の締約国の国民に対していかなる権利も与えるものではない。

5 この章の規定は、航空サービス（国内航空運送サービス及び国際航空運送サービスを含む）、定期のもの

であるか不定期のものであるかを問わない。）及び航空サービスを支援するための関連のサービスについては、適用しない。ただし、次のものを除く。

(a) 航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス（いわゆるライン・メンテナンスを除く。）

(b) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(c) コンピュータ予約システムのサービス

(d) 専門的な航空サービス

(e) 空港運営サービス

(f) 地上取扱サービス

6 この章の規定と二以上の締約国が締結している二国間、複数国間又は多数国間の航空業務協定とが抵触する場合には、当該航空業務協定を締結している当該二以上の締約国の権利及び義務を決定するに当たっては、当該航空業務協定が優先する。

7 二以上の締約国がこの協定及び二国間、複数国間又は多数国間の航空業務協定に基づく同一の義務を有

する場合には、当該二以上の締約国は、この協定に定める紛争解決手続を他の協定に定める紛争解決手続が尽くされた後のみ援用することができる。

8 締約国は、サービス貿易一般協定の航空運送サービスに関する附属書が改正された場合には、この協定における定義とその新たな定義とを調和させるため、必要に応じて当該新たな定義について共同で検討を行う。

#### 第十・三条 内国民待遇（注）

注 待遇がこの条又は次条（最恵国待遇）に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体（当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいてサービス又はサービス提供者を区別するものであるかどうかを含む。）によって判断する。

1 各締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に従って締約国が与える待遇は、地域政府に関しては、当該締約国に属する当該地域政府が同様の状況において当該締約国のサービス提供者に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。



第十・四条 最恵国待遇

各締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第十・五条 市場アクセス

いずれの締約国も、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a) 次の制限を課する措置

(i) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(ii) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(iii) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）（注）

注 この(iii)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(iv) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(b) サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

#### 第十・六条 現地における拠点

いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域において、代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない。

#### 第十・七条 適合しない措置

1 第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・五条（市場アクセス）及び前条（現地における拠点）の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、次に掲げるもの
  - (i) 中央政府により維持され、附属書Ⅰの自国の表に記載する措置
  - (ii) 地域政府により維持され、附属書Ⅰの自国の表に記載する措置
  - (iii) 地方政府が維持する措置
- (b) (a)に規定する措置の継続又は即時の更新
- (c) (a)に規定する措置の改正（当該改正の直前における当該措置と第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・五条（市場アクセス）及び前条（現地における拠点）の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）（注）

注 ベトナムについては、附属書十一C（適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度）の規定を適用する。

- 2 第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・五条（市場アクセス）及び前条（現地における拠点）の規定は、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

- 3 締約国は、他の締約国の地域政府が適用する適合しない措置であつて1(a)(ii)に規定するものが当該締約

国に関連する国境を越えるサービスの提供に重大な障害をもたらすと認める場合には、当該措置に関する協議を要請することができる。これらの締約国は、当該措置の運用に関する情報を交換し、及び更なる行動が必要かつ適当なものであるかどうかを検討するために協議を開始する（注）。

注 締約国は、他の締約国の中央政府が適用する適合しない措置であって1(a)(i)に規定するものに関し、当該他の締約国との協議を要請することができる。

#### 第十・八条 国内規制

1 各締約国は、一般に適用される全ての措置であつて、サービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的及び公平な態様で実施されることを確保する。

2 各締約国は、自国の政策目的を実現するため、サービスの提供について規制を行い、及び新たな規制を導入する権利を有することを認めつつ、資格要件、資格の審査手続、技術上の基準及び免許要件に関する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、自国が採用し、又は維持するこれらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a) 客観的かつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(b) 免許手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

3 締約国が2の規定に基づく義務を遵守しているかどうかを決定するに当たっては、当該締約国が適用する関係国際機関の国際的基準を考慮する(注)。

注 「関係国際機関」とは、少なくともこの協定の全ての締約国の関係機関が参加することができる国際機関をいう。

4 締約国は、サービスの提供のために許可を受けることを要求する場合には、自国の権限のある当局が次のことを行うことを確保する。

(a) 自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請を処理するための指標となる日程を実行可能な範囲内で設定すること。

(c) 申請を拒否する場合において、適当なときは、要請なしに又は要請に応じて、申請者に対し、その拒否の理由を実行可能な範囲内で通知すること。

(d) (a)に規定する申請の処理状況に関する情報を申請者の要請に応じて不当に遅滞することなく提供する  
こと。

(e) (a)に規定する申請における軽微な誤り及び欠落を訂正する機会を実行可能な範囲内で申請者に与えること並びに必要な追加の情報に関する指針を与えるよう努めること。

(f) 適当と認める場合には、自国の法令に従って認証された文書の写しを原本に代えて受理すること。

5 各締約国は、自国の権限のある当局が徴収する許可に係る手数料が合理的なかつ透明性のあるものであること及び当該手数料自体が関連するサービスの提供に対する制約とならないことを確保する(注)。

注 この5の規定の適用上、許可に係る手数料は、天然資源の利用料、オークション、入札その他の差別的でない手段による特許の付与のための支払及びユニバーサル・サービスの提供のための強制的な負担を含まない。

6 各締約国は、免許要件又は資格要件に試験の合格を含む場合には、次のことを確保する。

(a) 当該試験が合理的な期間ごとに行われること。

(b) 関心を有する者が出願を行うことができるように合理的な期間を与えること。

7 各締約国は、他の締約国の自由職業家の能力を評価するための手続を国内に確保する。

8 1から7までの規定は、附属書Iの締約国の表における留保事項の規定を理由として第十・三条(内国民待遇)又は第十・五条(市場アクセス)の規定に基づく義務の対象とならない措置のうちの義務に適合

しない点及び附属書Ⅱの締約国の表における留保事項の規定を理由として第十・三条又は第十・五条の規定に基づく義務の対象とならない措置については、適用しない。

9 締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に関する交渉の結果又は締約国が参加して行われる他の多数国間の場における類似の交渉の結果が効力を生ずる場合において、適当なときは、これらの交渉の結果について、この協定の下で効力を生ずるものとするため、共同で検討を行う。

#### 第十・九条 承認

1 締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用するに当たり、4に規定する要件に従い、他の締約国又は非締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、調和その他の方法により行うことができるものとし、当該他の締約国若しくは非締約国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

2 第十・四条（最恵国待遇）のいかなる規定も、締約国が、他の締約国又は非締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該締約国と当該他の

締約国若しくは非締約国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認する場合には、当該締約国に対し、その他のいずれかの締約国の領域において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

3 1に規定する協定又は取決めの当事者である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、要請に応じ、他の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他の締約国の加入について交渉し、又は当該協定若しくは取決めと同等の協定若しくは取決めについて交渉するため機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、当該他の締約国の領域において得られた教育、経験、免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであることを明らかにするための機会を十分に与える。

4 締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、締約国間又は締約国と非締約国との間における差別の手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない。

5 締約国は、附属書十一A（自由職業サービス）に定めるところにより、自由職業サービスの貿易の円滑



化（自由職業サービスに関する作業部会の設置によるものを含む。）に努める。

#### 第十・十条 利益の否認

1 締約国は、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者によって所有され、又は支配されている企業である場合において、当該締約国が当該非締約国又は当該非締約国の者に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを採用し、又は維持するときは、当該他の締約国のサービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

2 締約国は、他の締約国のサービス提供者が非締約国の者又は当該締約国の者によって所有され、又は支配されている企業であつて、当該締約国以外のいずれの締約国の領域においても実質的な事業活動を行っていないものである場合には、当該他の締約国のサービス提供者に対してこの章の規定による利益を否認することができる。

#### 第十・十一条 透明性

1 各締約国は、この章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、利害関係者からの照会に回

答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける（注）。

注 適当な仕組みを維持し、又は設ける義務を履行するに当たっては、小規模な行政機関の資源及び予算の制約を考慮することを必要とすることがある。

2 締約国は、この章の規定の対象である事項に関する規制について、第二十六・二条（公表）2の規定に基づく意見提出のための事前の通報を行わず、及び機会を与えない場合には、その理由を利害関係者に対して実行可能な範囲内で書面により提供し、又は他の方法で通報する。

3 各締約国は、可能な限り、最終的な規制の公表の日と当該規制の実施の日との間に合理的な期間を置く。

#### 第十・十二条 支払及び資金の移転（注）

注 この条の規定は、附属書九―E（移転）の規定に従う。

1 各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連して行われる全ての資金の移転及び支払が自国の領域へ又は自国の領域から自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。

2 各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連して行われる資金の移転及び支払が、自由利用可能通

貨により移転の時点の市場における為替相場で行われることを認める。

3 締約国は、1及び2の規定にかかわらず、次の事項に関する自国の法令（注）を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転又は支払を妨げ、又は遅らせることができる。

注 この条の規定は、締約国が自国の社会保障制度、公的年金制度及び強制年金制度に関する法令を衡平、無差別かつ誠実に適用することを妨げるものではない。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、資金の移転に関する財務報告又は記録の保存
- (d) 刑事犯罪
- (e) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

#### 第十・十三条 その他の事項

締約国は、貿易の拡大を促進し、及び経済成長を増進する上での航空サービスの重要性を認める。各締約

国は、航空運送人に運航経路及び運航回数を決定する柔軟性を認める協定を通ずること等により航空サービスを自由化するために、適当な場において他の締約国と協力することについて検討することができる。

附属書十一A 自由職業サービス

一般規定

1 各締約国は、職業上の資格の承認、免許又は登録に関係する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体（以下この附属書において「自国の関係団体」という。）と協議する。

2 各締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑にすることを目的として、自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励する。

3 各締約国は、自国の関係団体に対し、職業上の資格の承認、免許及び登録に関する合意の作成に当たり、自由職業サービスに関する合意を考慮に入れることを奨励する。

4 締約国は、実行可能な場合には、追加的な筆記試験を必要とすることなく、外国のサービス提供者の本国における免許又は認められた職業団体の構成員としての地位に基づいて、一時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとることを検討することができる。この一時的又は限定的な免許の

制度は、外国のサービス提供者が当該締約国の免許要件を満たす場合には、当該締約国の免許を取得することを妨げるために運用すべきではない。

エンジニアリング・サービス及び建築のためのサービス

5 3の規定を適用するほか、締約国は、APEC技術士及びAPEC建築士の枠組みの下で行われているエンジニアリング及び建築の分野における専門的能力の相互承認並びにこれらの分野の専門家の移動の促進に関するAPECの作業を認める。

6 各締約国は、自国の関係団体が認証を受けてAPEC技術士及びAPEC建築士の登録制度を運用することができるよう作業することを奨励する。

7 締約国は、APEC技術士又はAPEC建築士の登録制度を運用している自国の関係団体が、当該登録制度を運用している他の締約国の関係団体と相互承認に関する取決めを行うことを奨励する。

技術士の一時的な免許又は登録

8 4の規定を適用するほか、締約国は、技術士の一時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとるに当たり、次の事項に関する勧告について自国の関係職業団体と協議する。

- (a) 他の締約国の技術士に対し、当該締約国の領域において自己の専門的なエンジニアリング業務に従事することを許可するための一時的な免許又は登録の手続の整備
- (b) (a)に規定する技術士の一時的な免許又は登録を円滑に行うために権限のある当局が締約国の領域において採用すべき手続のひな形の作成
- (c) 一時的な免許又は登録の手続の整備に当たり優先すべき専門的なエンジニアリング業務
- (d) 当該関係職業団体との間の協議において特定される技術士の一時的な免許又は登録に関連するその他の事項

#### 法律サービス

9 締約国は、複数の国又は地域の法令を取り扱う国際的な法律サービスが貿易及び投資の円滑化、経済成長の促進並びにビジネスを行う上での信頼の増進に欠くことのできない役割を果たしていることを認める。

10 締約国は、外国弁護士及び国際的な法律業務について規制し、又は規制しようとする場合には、自国の関係団体に対し、次の事項について自国の法令に従って検討するよう奨励する。

- (a) 外国弁護士が本国の管轄において外国法を取り扱うことができる自己の権利に基づいて外国法を取り扱うことができるかどうか又はそのための方法
- (b) 外国弁護士が商事仲裁並びに調停及び仲介の準備し、これらの手続に参加することができるかどうか又はそのための方法
- (c) 外国弁護士に対し、国内の倫理上、行動上及び懲罰上の基準について、国内（受入国）の弁護士に課される要件よりも大きな負担とならない態様で適用するかどうか又はそのための方法
- (d) 外国弁護士に対し、最低限の居住要件に代わる要件（例えば、外国弁護士としての地位を依頼者に関する示すこと、職業上の損害保険を維持すること又はそのような損害保険に加入していないことを依頼者に開示すること）を設けるかどうか又はそのための方法
- (e) 次の態様による国際的な法律サービスの提供を許容するかどうか又はそのための方法
  - (i) 未登録の外国弁護士が外国法又は国際法に関して一時的に提供する法的な助言サービス
  - (ii) ウェブ技術又は電気通信技術の利用
  - (iii) 業務上の拠点の設立



- (iv) (i)に規定する態様と(ii)及び(iii)に規定する態様のうちの一方又は双方の態様との組合せによるもの
- (f) 外国弁護士及び国内（受入国）の弁護士が、十分に統合された国際的な法律サービスの提供に当たり、連携することができかどうか又はそのための方法

(g) 外国法事務弁護士法人が自己の選択によりその名称を使用することができるかどうか又はそのための方法

#### 自由職業サービスに関する作業部会

11 締約国は、1から4までに規定する活動を円滑に行うため、ここに各締約国の代表者から成る自由職業サービスに関する作業部会（以下この附属書において「自由職業サービス作業部会」という。）を設置する。

12 自由職業サービス作業部会は、1から4までに規定する活動を進めるに当たり、締約国の関係する職業団体及び規制当局を支援するために、必要に応じ、連絡を保つ。その支援には、連絡先の提供、会合の円滑化及び締約国の領域における自由職業サービスの規制に関する情報の提供を含むことができる。

13 自由職業サービス作業部会は、1から4までに規定する目的に向けた進捗状況について討議するため、

毎年一回又は締約国の合意により会合する。自由職業サービス作業部会の会合を開催するためには、二以上の締約国が参加しなければならないが、全ての締約国の代表者が参加する必要はない。

14 自由職業サービス作業部会は、その作業の進捗状況及び将来の方向について、この協定の効力発生の日から二年以内に委員会に報告する。

15 自由職業サービス作業部会による決定は、次の場合を除くほか、当該決定が行われた会合に参加した締約国についてのみ効力を有する。

(a) 全ての締約国が別段の合意をする場合

(b) 当該会合に参加しなかった締約国が当該決定の対象となることを要請し、かつ、当該決定の当初の対象となる全ての締約国が同意する場合

附属書十一B 急送便サービス

1 この附属書の規定の適用上、「急送便サービス」とは、書類、印刷物、小包、物品その他の品目について、そのサービスが提供されている間を通じて追跡し、及び管理を維持しつつ、迅速に収集し、運送し、及び配達することをいう。急送便サービスには、航空運送サービス、政府の権限の行使として提供されるサービス及び海上運送サービスを含まない（注）。

注 急送便サービスには、次のものを含まない。

- (a) オーストラリアについては、オーストラリア郵便が排他的に提供するサービスであつて、オーストラリア郵便会社法（千九百八十九年）及びその補助的な法令に定めるもの
- (b) ブルネイ・ダルサラーム国については、郵便サービス庁が書簡の収集及び配達を排他的に行う権利であつて、郵便局法（ブルネイ法第五十二章）、国内速達書簡サービスの提供に関する免許の申請のための指針（二千年）及び国際速達書簡サービスの提供に関する免許の申請のための指針（二千年）に定めるもの
- (c) カナダについては、カナダ郵便会社が排他的に提供するサービスであつて、カナダ郵便会社法及びその規則に定めるもの

- (d) 日本国については、信書の送達のサービスであつて、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定めるもの（同法第二条第七項に定める特定信書便役務を除く。）
- (e) マレーシアについては、マレーシア郵便が書簡の取集及び配達を排他的に行う権利であつて、郵便サービス法（二千十二年）に定めるもの
- (f) メキシコについては、メキシコ郵便サービスが排他的に提供するサービスであつて、メキシコ郵便法令に定めるもの並びに自動車による貨物運送サービスであつて、道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第三編及びその規則に定めるもの
- (g) ニュージーランドについては、ファストポスト・サービス及びこれに相当する優先的な国内郵便サービス
- (h) シンガポールについては、郵便サービス法（第二百三十七章のA）（二千年改正版）に定める郵便サービス及び郵便サービス（種類免許）規則（二千五年）に基づいて運営される特定の急送書簡サービス
- (i) アメリカ合衆国については、アメリカ合衆国法典第十八編第六百九十三節から第六百九十九節まで及び同法典第三十九編第六百一節から第六百六節までの規定に基づく郵便経路上の書簡の配達。ただし、これらの規定に基づく例外の対象となる書簡の配達については、含むものとする。
- (j) ベトナムについては、ベトナム郵便法及び関連する法的文書に定めるサービス

2 この附属書の規定の適用上、「郵便独占」とは、締約国が自国の領域の郵便事業者を特定の取集、運送及び配達サービスの排他的な提供者とするために維持する措置をいう。

3 郵便独占を維持する各締約国は、客観的な基準（価格又は重量等の数量的な基準を含む。）に基づいて郵便独占の範囲を定める（注）。

注 締約国は、チリの郵便独占の範囲が同国の政令第五千三十七号（千九百六十年）の規定による客観的な基準に基づいて定義されていること及び同国におけるサービス提供者の配達サービスを提供する能力が同法令によって制限されていないことを了解する。

4 締約国は、自国の提供する急送便サービスの市場開放の水準について、少なくともこの協定が署名される日の水準を維持するという願望を確認する。締約国は、他の締約国がそのような市場開放の水準を維持していないと認める場合には、協議を要請することができる。当該他の締約国は、当該協議のための機会を十分に与え、並びに自国の市場開放の水準及び関連事項に関する照会に対して、可能な範囲で情報を提供する。

5 いずれの締約国も、郵便独占の対象とされたサービス提供者が独占的な郵便サービスから生ずる収入を

用いて当該提供者自身又は競合する他の提供者による急送便サービスに補助を行うことを認めてはならない(注)。

注 ベトナムについては、この5に定める義務は、同国についてこの協定が効力を生ずる日の後三年間、適用しない。締約国は、

この三年の期間中にベトナムがそのような補助を許容していると認める場合には、協議を要請することができる。同国は、協議のための機会を十分に与え、及び当該補助に関し、照会に応じて可能な範囲で情報を提供する。

6 各締約国は、郵便独占の対象とされたサービス提供者が、急送便サービスの提供に関し、第九・四条(内国民待遇)、第十・三条(内国民待遇)又は第十・五条(市場アクセス)の規定に基づく自国の義務に反する態様で自国の領域において自己の独占的地位を濫用して活動することがないことを確保する(注)。

注 郵便独占の対象とされたサービス提供者であって、急送便サービスに関し、この6に規定する締約国の義務に反しない態様で自己の独占的地位に付随し、又は関連する権利又は特権を行使するものは、この6の規定に反する態様で活動していない。

7 いずれの締約国も、次のことを行つてはならない。

(a) 他の締約国の急送便サービスの提供者に対し、許可又は免許の条件として郵便に関する基礎的なユニ

バーサル・サービスの提供を要求すること。

- (b) 他の配達サービスを提供するための資金を調達することを目的として急送便サービスの提供者に対してのみ手数料その他の課徴金を課すること（注）。

注 この7の規定は、締約国が、配達サービスの提供者に客観的及び合理的な基準に基づき差別的でない手数料を課すること並びに郵便独占の対象とされた自国のサービス提供者による急送便サービスについて手数料その他の課徴金を課することを妨げるものと解してはならない。

- 8 各締約国は、急送便サービスの規制について責任を負う当局がいかなる急送便サービスの提供者に対しても利害を有しないこと並びに当該当局が採用する決定及び手続が自国の領域における全ての急送便サービスの提供者について公平な、無差別な及び透明性のあるものであることを確保する。

## 附属書十一C 適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度

第十・七条（適合しない措置） 1(c)の規定にかかわらず、ベトナムについては、同国についてこの協定が効力を生ずる日の後三年間は、次のとおりとする。

(a) 第十・三条（内国民待遇）、第十・四条（最恵国待遇）、第十・五条（市場アクセス）及び第十・六条（現地における拠点）の規定は、第十・七条（適合しない措置） 1(a)に規定する適合しない措置の改正（ベトナムについてこの協定が効力を生ずる時点における当該措置と第十・三条から第十・六条までの規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）については、適用しない。

(b) ベトナムは、第十・七条（適合しない措置） 1(a)に規定する適合しない措置の改正であつて、当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させるものにより、他の締約国のサービス提供者が具体的な行動（注）をとつた際に依拠した権利及び利益を当該他の締約国のサービス提供者から撤回してはならない。

注 具体的な行動には、事業を設立し、又は拡張するための資源又は資本の供給並びに許可及び免許の申請を含む。



(c) ベトナムは、第十・七条（適合しない措置） 1 (a)に規定する適合しない措置の改正であつて、当該改正の直前における当該措置の適合性の水準を低下させることとなるものの詳細について、当該改正を行う少なくとも九十日前までに他の締約国に提供する。